

## 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 入会申込書（個人用/団体）

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会への入会を申し込み、2022年度会費を納入します。

新規 （枠内にご記入下さい） / 継続 （太枠内のみご記入下さい）

氏名			
住所	〒		
電話	TEL	FAX	
Email			
会費	口	円	
申込み日	2022年 月 日	(事務局記入欄) 取扱者	

メーリングリスト参加を

希望する (※)

希望しない

----- 切り取り線 -----

### 領 収 証

様

金

円

2022年度会費として受領しました。

2022年 月 日

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会  
事務局長 中川匡亮

※ メーリングリスト参加を希望される方は [office@ombudsman.jp](mailto:office@ombudsman.jp)  
宛に「メーリングリスト参加希望」のメールを送って下さい。  
その際、推薦者の心当たりも送信して下さいとありがたいです。

## 【秘密法と共謀罪に反対する愛知の会申し合わせ事項】

(名称)

1 この会は、「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」と称する。

(目的)

2 この会は、政府に秘密保護法と共謀罪法を廃止させること、実質的に発動させないことを目的とする。

(会員)

3 この会は、秘密保護法と共謀罪法を廃止させる意思をもって何らかの活動をする個人・団体で構成する。

(年会費)

4 会員は、個人1口1000円、団体1口3000円の年会費を納める。

(会の運営等)

5 この会の運営については、当面以下のように申し合わせる。

役員として 共同代表(2名)、事務局長(1名)、事務局次長(若干名)および世話人数名をおき、これらの者で世話人会を構成する。

世話人の中から会計を選任する。

会の運営に関する決定は、世話人会および会員メーリングリストをもってする。

会員メーリングリストは、当初参加者のほかは、すでにメンバーとなっている者2名以上の推薦をもって登録する。

世話人会は、会員に対し、会の活動に関するニュースを届ける。

インターネット上

ブログ(<http://nohimityu.exblog.jp/>)に可能な限り迅速に必要な記事を書けるとともに、フェイスブック(<https://www.facebook.com/nohimityu/>)やツイッター([http://twitter.com/himitsu\\_control](http://twitter.com/himitsu_control))でも適宜情報発信する。

紙媒体ニュース

『極秘通信』を適宜発行し、会員に送付する。

(連絡先)

6 この会の連絡先は、当面以下のように申し合わせる。

名古屋第一法律事務所 気付

名古屋市中区丸の内2丁目18番22号 三博ビル5階

電話(052)211-2236 / FAX(052)211-2237

(附則)

この変更申し合わせ事項は、2020年4月11日から施行する。

## 【役員】

(共同代表)

本 秀 紀(名古屋大学大学院教授)

濱 鳶 将 周(弁護士)

(事務局長)

中 川 匡 亮(弁護士)

(事務局次長)

林 翔 太(弁護士)

なお、発足時から7年間、共同代表を務められた中谷雄二さんには、相談役として、今後も「愛知の会」を支えていただきます。